

2012  
July  
29号

# あさがお通信

## 第八回通常総会 報告

五月十九日(土)午後一時三十分から明日  
都浜大津において、第八回通常総会を開催  
いたしました。

竹下理事長挨拶の後、永芳明さんを議長に  
選任し議事に入りました。

第一号議案平成  
二十三年度事業報  
告、第二号議案決算  
の承認については、  
平成二十三年単  
年度収支が黒字と  
なり、細谷監事の監  
査報告の後、採決の  
結果、出席者全員異  
議なく承認されました。



また、第三号議案平成二十四年度事業計画  
(案)については、通常の事業のほか昨年に  
続き、厚労省の市民後見推進事業を大津市よ  
り受託し、大津市における権利擁護支援のあ

り方について検討します。またその中で、大  
津市社会福祉協議会との調整会議や、関係団  
体との事例検討会、なんでも相談会等も実施  
する予定です。さらに、組織面の安定に向け  
た強化事業として、認定NPO法人化への準  
備など諸事業を計画し、第四号議案としてそ  
れら諸事業の実施に伴う活動予算書(案)五  
千五百万円を提案し、出席者全員異議なく承  
認されました。

第五号議案役員の変更は、表の通り理事七  
人監事二人を提案し出席者全員異議なく承  
認されました。退任された、理事  
の佐藤伸隆さん、監事の川辺恵子  
さん、細谷卓爾さんにおかれま  
しては、長い間あさがおにご尽力い  
ただき有難うございました。

なお、総会終了後行われました  
理事会におきまして、理事長に竹  
下育男、副理事長に宮川正治、筒  
井乃り子を選ばれました。

今後二年間は、この体制で運営  
が行われますので皆さまのご協  
力をお願いいたします。

理事：竹下育男 宮川正治 筒井乃り子 高野純  
山口浩次 尾崎史 ○中川英男 ○江波千佳  
監事：○飯野修 ○阿部圭宏 (○は新任)



## 滋賀県高齢者虐待防止セミナー

テーマ

### 成年後見制度であなたをまもる



日時

2012年7月24日(火)  
13:30~16:30(開場13:00)

会場

ピアザ淡海 3階大会議室

講師

弁護士 佐藤 彰一 さん

國學院大學法科大学教授、全国権利擁護支援ネットワーク代表、NPO法人PACガーディアンズ理事長

財産管理だけが目的ではなく権利擁護支援のツールとしての成年後見制度、特に虐待防止に対してどのように活用すれば効果的かなどについて一緒に考えてみませんか。弁護士として、また知的障がいを持つ子の父親としてもご活躍の佐藤さんより、具体的な事例を通じてお話いただきます。

主催/滋賀県、滋賀県高齢者成年後見支援センター(特定非営利活動法人あさがお)



Message From  
佐藤 伸隆さん

## 「この一筋につながる」

“この一筋につながる”という言葉は私は信条にしています。

もともとは芭蕉の言葉で「幻住庵記」にも記されていますから、大津には縁のある言葉と言えそうです。諸訳ありますが私自身は「人生に広がるいろいろなものは、やがて一筋の道につながっている。自らをしてその道を知り（見つけ）、ひたすらにその道を拓くことの意義」とその決意を説いているのではないかと解しています。

時に、今から10年以上前のことでしょうか。当時勤務していた滋賀県社会福祉協議会権利擁護センターに大津市福祉保健部から「成年後見サービス等基盤検討委員会を立ち上げ、法人後見の是非について検討するから職員派遣を」との依頼があり、私が検討委員として出席することになりました。もっとも、当時の私は成年後見制度に関する知識もほとんどなく、むしろ勉強させていただく心積もりで大津市役所へ通ったことを覚えています。



ともあれ、委員会の検討結果を踏まえ、平成17年2月にNPO 法人あさがおは誕生しました。そして私自身も会員としてその初期から参画することになったのです。

滋賀県内はもとより全国的に先駆けた法人後見組織である“あさがお”には、ピヨピヨ鳴く雛鳥のような危なっかしい時期もありました。もっとも、その際には役職員+会員も交えた“hand in hand” (by アリス♪少し古いですかね：笑) で、お互いをフォローし合い、仄々とした団結力!?をもって諸課題を乗り越えてきたような気がします。

初 代理理事長の故鎌田昭二郎先生とは、こちら私私が県社協在職時に担当した滋賀県社会福祉学会等の業務で特にご指導をいただき、その後も懇意にさせていただいたことから、折につけ（浜大津の某寿司屋等で）“あさがお”の運営方法や将来構想についてお話を伺う機会がありました。

その熱心な語り口から先生の“あさがお”に対する情熱と愛情の深さを実感するとともに、語り終えた後の締まった表情（と、グッと飲み干す盃の勢い）から、“あさがお”運営に対する先生の強いご決意と深いお覚悟を身肌に感じたものです。鎌田先生の情熱をして、NPO 法人あさがおの「この一筋につながる」何かを導く重要なご示唆をいただいたことは敢えて言うに及びません。理事の一員として、いよいよその道を開拓すべき時期に役を辞する無責任さを恥じるばかりです。心からお詫びいたします。

役員そして職員の皆様には、志を同じくする者同士にて、どうぞ意を共にしてNPO 法人あさがおの「この一筋につながる」道を拓かれますようお祈りしております。



# 障害者虐待防止法が施行されます！！

『児童虐待防止法（2000年11月）』『DV法（2001年10月）』『高齢者虐待防止法（2006年4月）』が次々と施行してく中、ようやく『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』が昨年6月に成立、本年10月より施行されます。

私たちの住む滋賀は、障害を持つ方々が、見えない鎖につながれ、長時間労働、ただ働き、年金横領、治療の放置など数々の虐待のあった「サングループ事件」という痛ましい事件を経験しています。また、年金搾取などの経済的虐待などは表に出て来ないものも含めると現在も多くの障害をもつ方々が被害にあっておられると考えられています。

この法律は、高齢者虐待防止法と同様に、本人を虐待から守るだけでなく、その養護者を支援することを目的として作られています。虐待、不適切な対応は許さないことを明確にした上で、そうせざるを得ない状況にある養護者を支援するということであり、丁寧で十分な支援が求められています。そのためには、滋賀県、各市町、関係機関等がしっかりと連携を図り、適切な対応を素早く行うことが求められます。その他にも、この法律は、高齢者虐待防止法を踏襲した条文が多いのですが、この法律の特徴として障害者が働く事業所での虐待も対象とし、虐待に気付いた市民が通報することを義務付けたことがあげられます（高齢者虐待防止法では通報義務を「生命身体に重大な危険の恐れがある時」に限定していた）。反面、医療機関や教育現場が対象から外されており、今後の課題も抱えての施行になっております。

この法律により、虐待の悲劇をなくし、だれもが豊かに過ごせる社会を創っていくことが求められています。あさがおもこの社会の一員として積極的に関わっていきたいと考えております。



## 新任職員紹介

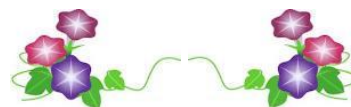
5月23日から新しく相談員補助・事務補助として採用されました、

せんが **千賀 なぎさ** です。

大学でも社会福祉を学んでおりましたが、紆余曲折あって現場で働くのはこれが初めてとなります。

毎日元気に出勤して、元気に「お疲れ様でした」と言えること、そして専門性の高い職員の中で働かせていただくことに日々感謝しております。

ようやく1か月が過ぎたばかりで、まだ毎日メモを取りながら仕事をしておりますが、職員皆さんの配慮で、焦らず、しっかりと確認しながら仕事に励むことができいております。今後とも更なるご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



# 後見活動日記

Kさんは働き盛りの50代(女性)、お店を経営し従業員と共に、朝早くから夜遅くまで働き、店を切り廻していました。そんなKさんが、ある日の夕方、突然倒れてしまい救急車で入院しました。脳梗塞、意識不明の重態でした。

Kさんには、遠い親族がおられました但し彼女を介護できる人はなく、あさがおが成年後見をすることになりました。



意識不明になられてからの面会でしたからKさんの財産状況は、ほとんど不明でした。あさがおでは仕方なく、Kさん宛ての郵便物を整理してKさんと関わりのあった会社を調査し、契約内容を確認することにしました。Kさん名義のもの、Kさんの旧姓名義のものなど色々あり、正式に確定するまで時間がかかり、あちこち動き回りました。

当初Kさん名義の通帳にお金はありませんでしたが、毎月の病院への支払い等で、あっという間に底をつき、数ヵ月後にはこの先の支払いの見通しが困難になっていました。

そんな時、Kさんが加入しておられた保険があった事がわかり、早速手続きを取りました。Kさんが元気だった頃に、今を予見してか保険に加入しておられた事が、大きな救いとなりました。あさがおでは、意識不明のままのKさんの枕辺で、お好きだったという曲を流し聞いて頂いたりもしました。

でも5年余り後、Kさんは静かに息を引き取られました。詳細まで明確になったKさんの財産は、相続人に引き継がれていきました。

Kさんとの関わりを通じて、私たちは色々なことを学ばせて頂いたと思っています。



## 書籍紹介

その人らしく生きる

成年後見、自己決定から  
コミュニティフレンドまで

著者：佐藤 彰一



障がいのある人が「なんとか」ではなく、「その人らしく」生きるためには、何が  
必要か。

成年後見制度の本質や問題点などが、わ  
かりやすい言葉で説明されています。



❖今年もあさがおに  
ツバメがやってきました。  
1cmほどの卵  
から生まれ、1か月  
ほどで大きくなり、  
7/2に巣立ちました。



疲れても  
休む間もない 親ツバメ 純坊